

メイプルかめだ

就労継続支援 B 型 料金表

1. 施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費+各種加算）×10.17円（1単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

①基本サービス費（訓練等給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	職員配置	請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)
就労継続支援 B 型 サービス費（I）36	7.5：1	508	5,166

・定員41人以上60人以下の給付費単価となっております

②各種加算

※ [] 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります。

加算項目	請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)
1 福祉専門職員配置等加算 I	15	152
2 目標工賃達成指導員配置加算	80	813
3 初期加算	30	305
4 利用者負担上限額管理加算	150	1,525
5 欠席時対応加算	94	955
6 福祉介護職員処遇改善加算 II	月の総単位数×40／1,000 (単位)	
7 福祉介護職員特定処遇改善加算 I	月の総単位数×17／1,000 (単位)	

- 1.常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を35%以上配置
- 2.目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置
- 3.利用開始日から起算して30日以内の期間について算定
- 4.事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となります。世帯の所得に応じて1か月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者

区 分	対 象 者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（年収概ね600万円以下）	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

2. 食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として記載の金額を頂きます。

食事代（昼食）	実費
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和5年4月1日現在